○法務省告示第三百九十号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十三年八月十二日

法務大臣　江田　五月

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
水戸地方法務局日立支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
静岡地方法務局焼津出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
静岡地方法務局下田支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
大阪法務局岸和田支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
福岡法務局箱崎出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
福岡法務局飯塚支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
熊本地方法務局天草支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
鹿児島地方法務局出水出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
盛岡地方法務局宮古支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
盛岡地方法務局二戸支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
秋田地方法務局湯沢支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
札幌法務局滝川支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
札幌法務局日高支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日
高松法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年九月一日

○厚生労働省告示第二百八十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人福祉のまちづくり市民ネットワーク	静岡県浜松市中区元浜町三五七	静岡県浜松市東区天王町一一四番地の十	平成二十三年六月一日

○厚生労働省告示第二百八十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業支援団体の住所	変更後の在宅就業支援団体の住所	変更年月日
特定非営利活動法人ネピオン	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字蓮池三百六十六番地の十ルネ須磨九〇五号室	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字岩山一〇五六―一	平成二十三年五月十日

○厚生労働省告示第二百八十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	魚住　誠一	落合　健二	平成二十三年四月一日
特定非営利活動法人福祉のまちづくり市民ネットワーク	酒井　英司	岩本　悦司	平成二十三年五月二十五日